

軽貨物事業（黒ナンバー）に関するよくあるお問い合わせ

（これから岐阜県内で事業を始められる方・既に岐阜県内で事業を営んでいる方向け）

- Q 1 岐阜県内で軽貨物(黒ナンバー)事業を始めたい。どのように手続きをすればよいのか。
- Q 2 現在、軽貨物事業をやっているが、車両を増やす、減らす、入れ替える場合、
どのように手続きをしたらよいのか。
- Q 3 車両の名義を変更したい。どのように手続きをしたらよいのか。
- Q 4 引っ越しをした。どのように手続きをしたらよいのか。
- Q 5 バイクを使った貨物運送事業を始めたい。どのように手続きをしたらよいのか。
- Q 6 軽乗用車（5ナンバーまたは7ナンバーの車両）でも軽貨物事業が
できるようになったのか。
- Q 7 運輸支局での届出の際に必要な書類を教えてください。
- Q 8 運輸支局での届出の際に印鑑は必要なのか。
- Q 9 運輸支局での届出の際に手数料は掛かるのか。
- Q 10 運輸支局での届出手続きは、どれくらい時間がかかるのか。
- Q 11 運輸支局での届出手続きは、本人が行かなければならないのか。
- Q 12 運輸支局での届出手続きは、窓口へ直接出向かなければならないのか。
- Q 13 運輸支局で届出した後、車検証の記載変更等の手続きが必要とのことだが、
詳しく教えてください。
- Q 14 取引先や金融機関から、軽貨物事業をやっていることが分かる書類を提出するように
言われた。どうすればよいのか。
- Q 15 事業用自動車等連絡書に有効期限はあるのか。
- Q 16 事業用自動車等連絡書を紛失してしまった。どうすればよいのか。
- Q 17 窓口の時間を教えてください。

Q 1 岐阜県内で軽貨物（黒ナンバー）事業を始めたい。どのように手続きをすればよいのか。

A 1 手続きは以下のとおり行っていただく必要があります。

- ①岐阜運輸支局輸送担当（運輸支局の建物の2階）に、「貨物軽自動車運送事業経営届出書」（様式1）と「運賃料金設定届出書」（様式1-2）を提出。届出書の受理をもって、黒ナンバーの交付に必要な事業用自動車等連絡書が交付されます。
- ②車検証や岐阜運輸支局で交付された事業用自動車等連絡書など、各種必要書類を持参のうえ、軽自動車検査協会岐阜事務所で車検証の記載変更等の手続きを行い、黒ナンバーの交付を受けてください。

Q 2 現在、軽貨物事業をやっているが、車両を増やす、減らす、入れ替える場合、どのように手続きをすればよいのか。

A 2 「貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書（増減車）」を運輸支局輸送担当へ提出してください。なお、車両数が0両になる場合は事業廃止となりますので、「貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書（廃止届）」を提出してください。

運輸支局輸送担当での手続き後は、上記A 1の②のとおり、車検証の記載変更等の手続きが必要になります。

Q 3 車両の名義を変更したい。どのように手続きをしたらよいのか。

A 3 名義変更によって、ナンバープレートの色が以下のとおり変更になる場合は、運輸支局への届出が必要になります。

自家用（黄色ナンバー） から **事業用（黒ナンバー）** になる場合

新たな使用者の営業所（使用の本拠の位置）を管轄する運輸支局輸送担当へ「貨物軽自動車運送事業経営届出書」または「貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書」を提出し、事業用自動車等連絡書の交付を受けてください。

↓

その後、車検証や運輸支局で交付された事業用自動車等連絡書など各種必要書類を持参のうえ、新たな使用者の営業所（使用の本拠の位置）を管轄する軽自動車検査協会にて車検証の記載変更等の手続きを行い、黒ナンバーの交付を受けてください。

事業用（黒ナンバー） から **自家用（黄色ナンバー）** になる場合

現在の使用者の営業所（使用の本拠の位置）を管轄する運輸支局輸送担当へ「貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書」を提出し、事業用自動車等連絡書の交付を受けてください。

↓

その後、車検証や運輸支局で交付された事業用自動車等連絡書など各種必要書類を持参のうえ、新たな使用者の使用の本拠の位置を管轄する軽自動車検査協会にて車検証の記載変更等の手続きを行い、黄色ナンバーの交付を受けてください。

事業用（黒ナンバー） から **事業用（黒ナンバー）** になる場合

現在の使用者の営業所（使用の本拠の位置）を管轄する運輸支局輸送担当へ「貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書」を提出し、事業用自動車等連絡書の交付を受けてください。

↓

新たな使用者の営業所（使用の本拠の位置）を管轄する運輸支局輸送担当へ「貨物軽自動車運送事業経営届出書」または「貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書」を提出し、事業用自動車等連絡書の交付を受けてください。

↓

最後に、車検証や各運輸支局で交付された事業用自動車等連絡書など各種必要書類を持参のうえ、新たな使用者の営業所（使用の本拠の位置）を管轄する軽自動車検査協会では車検証の記載変更等の手続きを行い、黒ナンバーの交付を受けてください。

Q 4 引っ越しをした。どのように手続きをしたらよいのか。

A 4 以下の手続きが必要になります。

岐阜県内で移転される場合

「貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書」（別添2）を岐阜運輸支局輸送担当へ提出し、事業用自動車等連絡書の交付を受けてください。

↓

その後、車検証や岐阜運輸支局で交付された事業用自動車等連絡書など各種必要書類を持参のうえ、軽自動車検査協会岐阜事務所で車検証の記載変更等の手続きを行ってください。
なお、移転先によってはナンバーが変更となります。（例：岐阜市から高山市へ移転される場合、岐阜ナンバーから飛騨ナンバーに変わります。）

岐阜県内から他県へ転出される場合

「貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書（廃止届）」（別添2）を岐阜運輸支局輸送担当へ提出し、事業用自動車等連絡書の交付を受けてください。

↓

転出先の営業所（使用の本拠の位置）を管轄する運輸支局輸送担当へ「貨物軽自動車運送事業経営届出書」を提出し、事業用自動車等連絡書の交付を受けてください。

↓

最後に、車検証や各運輸支局で交付された事業用自動車等連絡書など各種必要書類を持参のうえ、転出先の営業所（使用の本拠の位置）を管轄する軽自動車検査協会では車検証の記載変更等の手続きを行ってください。

他県から岐阜県内へ転入される場合

転出元の営業所住所を管轄する運輸支局輸送担当へ「貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書（廃止届）」を提出し、事業用自動車等連絡書の交付を受けてください。

↓

岐阜運輸支局輸送担当へ「貨物軽自動車運送事業経営届出書」（様式1）と「運賃料金設定届出書」（様式1-2）を提出し、事業用自動車等連絡書の交付を受けてください。

↓

最後に車検証や各運輸支局で交付された事業用自動車等連絡書など各種必要書類を持参のうえ、軽自動車検査協会岐阜事務所で車検証の記載変更等の手続きを行ってください。

Q 5 バイクを使った貨物運送事業を始めたい。どのように手続きをしたらよいのか。

A 5 126cc以上のバイクを用いた運送事業は、貨物軽自動車運送事業（軽貨物）になります。

初めに、運輸支局輸送担当へ「貨物軽自動車運送事業経営届出書」を提出し、事業用自動車等連絡書の交付を受けたのち、営業所（使用の本拠の位置）を管轄する運輸支局登録担当または自動車検査登録事務所にて車検証の記載変更等の手続きを行い、緑ナンバーの交付を受けてください。名義変更や住所変更の際も同様の手続きが必要になります。**（※軽四輪車と異なり、軽自動車検査協会での手続きはありません。）**

Q 6 軽乗用車（5ナンバーまたは7ナンバーの車両）でも軽貨物事業ができるようになったのか。

A 6 令和4年10月27日より、軽乗用車（5ナンバーまたは7ナンバーの車両）を軽貨物事業で使用することが可能になりました。**軽貨物車同様、運輸支局輸送担当への所定の届出と軽自動車検査協会での黒ナンバーの交付が必要になります。**なお、あくまで貨物（モノ）を運ぶための事業になりますので、有償で旅客（人）を運送する行為は出来ません。また、運ぶことの出来る貨物の量は、自動車の乗車定員数から乗車人数を控除した数に55を乗じた重量以内になります。

Q 7 運輸支局での届出の際に必要な書類を教えてください。

A 7 必要事項を記載した届出書と車検証の写しを提出してください。新たに軽貨物事業を始める場合や住所が変更になった場合は、住民票の写し（法人の場合は登記簿謄本の写し）も持参してください。

なお、車検証の記載変更や返納手続き等に関する必要書類については、軽自動車検査協会各事務所（二輪車については、各運輸支局登録担当または自動車検査登録事務所）へお問い合わせください。

Q 8 運輸支局での届出の際に印鑑は必要なのか。

A 8 運輸支局輸送担当での届出手続きでは、印鑑は不要です。

Q 9 運輸支局での届出の際に手数料はかかるのか。

A 9 運輸支局輸送担当での届出手続きでは、手数料はかかりません。ナンバープレートや車検証の交付の際は別途費用がかかる場合があります。詳しくは軽自動車検査協会各事務所（二輪車については、各運輸支局登録担当または自動車検査登録事務所）へお問い合わせください。

Q 10 運輸支局への届出手続きはどれくらい時間がかかるのか。

A 10 窓口の混雑具合や手続きの種類にもよりますが、10分前後お時間をいただいております。

Q 11 運輸支局での届出手続きは、本人が行かなければならないのか。

A 11 代理の方が来ていただいても構いません。なお、代理の方が来られる場合には、車検証に記載されている使用者の方から承諾を得たうえでお越しく下さい。また、郵送での届出も可能です（下記のA 1 2を参照）。

Q 12 運輸支局での届出手続きは、窓口へ直接出向かなければならないのか。

A 12 郵送でも承っております。必要事項を記載した届出書と車検証の写し、切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、以下の宛先へお送りください。その際、届出書に疑義があった場合は電話にて届出内容の確認を行う場合がありますので、繋がりやすい連絡先を必ず記載してください。書類受付後、届出書の控えと事業用自動車等連絡書を返信用封筒に入れて返送します。

《宛先》〒501-6133

岐阜県岐阜市日置江2648-1

岐阜運輸支局輸送・監査（貨物）担当 あて

Q 1 3 運輸支局で届出した後、車検証の記載変更等の手続きが必要とのことだが、詳しく教えて欲しい。

A 1 3 大変申し訳ございませんが、以下へお問い合わせください。

(岐阜ナンバー・飛騨ナンバーの軽四輪車)

↳ 軽自動車検査協会岐阜事務所 TEL : 0 5 0 — 3 8 1 6 — 1 7 7 5

(岐阜ナンバーの二輪車)

↳ 岐阜運輸支局登録担当 TEL : 0 5 0 — 5 5 4 0 — 2 0 5 3

(飛騨ナンバーの二輪車)

↳ 飛騨自動車検査登録事務所 TEL : 0 5 0 — 5 5 4 0 — 2 0 5 4

Q 1 4 取引先や金融機関から、軽貨物事業をやっていることが分かる書類を提出するように言われた。どうすればよいのか。

A 1 4 事業を始める際に提出いただいた「貨物軽自動車運送事業経営届出書」に受付印が押印された控えが、軽貨物事業を行っていることを証明するものになります。なお、経営届出書は再発行することができません。

その他、事業を証明する書類として、「事業証明願」があります。「事業証明願」については、窓口へ提出いただいてから、証明をお出しするまでに数日ほどお時間をいただいております。

Q 1 5 事業用自動車等連絡書に有効期限はあるのか。

A 1 5 事業用自動車等連絡書は、発行日から1ヶ月間有効です。有効期限を経過してしまった場合は、岐阜運輸支局輸送担当が発行した分であれば、事業用自動車等連絡書の原本を岐阜運輸支局輸送担当窓口へ持参してください。郵送の場合は、事業用自動車等連絡書の原本と切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、岐阜運輸支局輸送担当あてお送りください。

他の運輸支局で発行された連絡書については、発行元の運輸支局へお問い合わせください。

Q 1 6 事業用自動車等連絡書を紛失してしまった。どうすればよいのか。

A 1 6 もう一度身の回りを探していただき、それでも見つからないようであれば、発行元の運輸支局へお問い合わせください。

《岐阜運輸支局で発行された事業用自動車等連絡書についてのお問い合わせ先》

岐阜運輸支局輸送・監査担当 TEL : 0 5 8 — 2 7 9 — 3 7 1 4

Q 1 7 窓口の時間を教えて欲しい。

A 1 7 岐阜運輸支局輸送担当の窓口受付時間は、平日の8時30分～11時45分と
13時00分～16時00分です。

(土日祝日と年末年始(12/29～1/3)は閉庁)